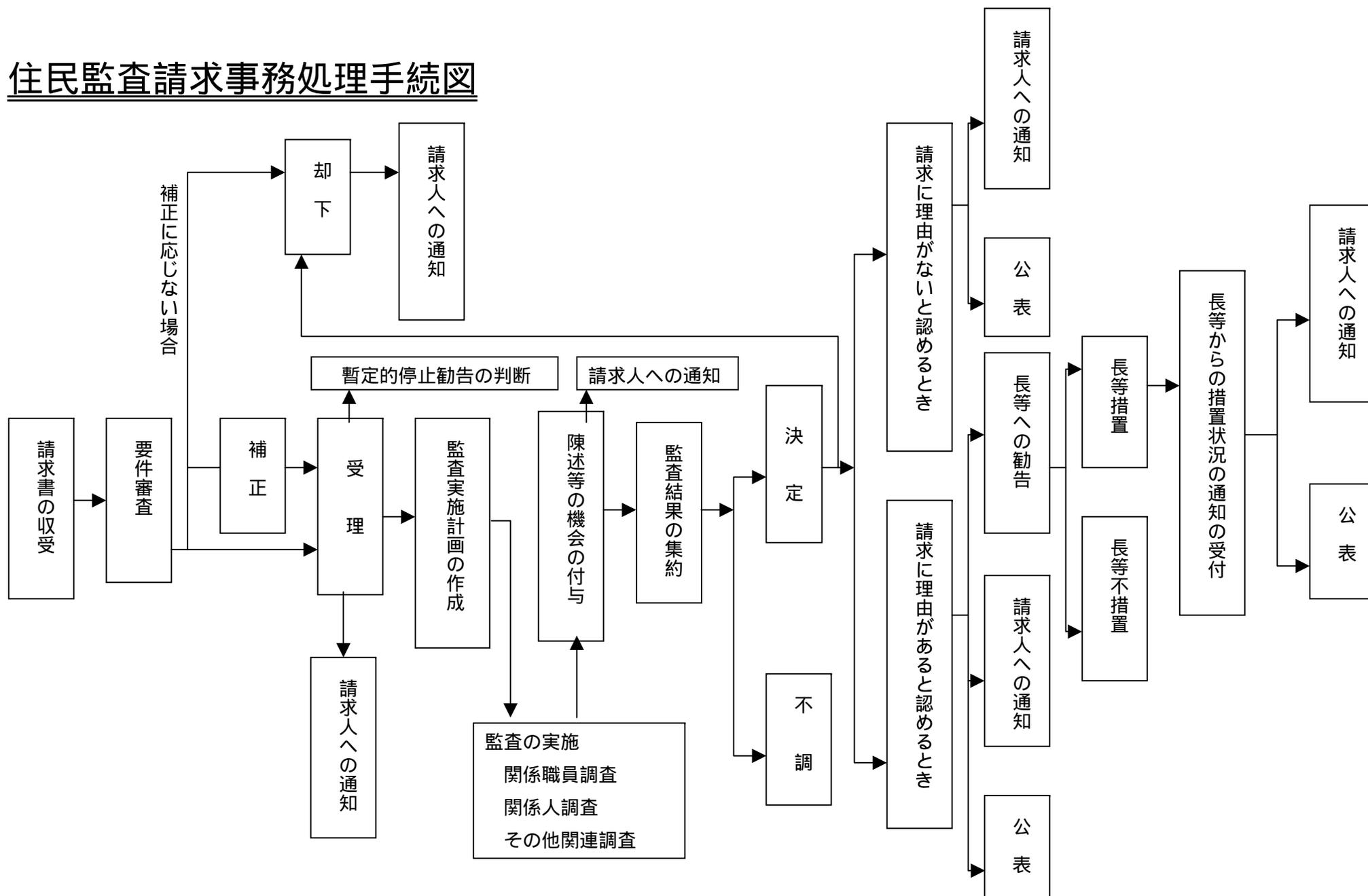


住民監査請求事務処理手続図



違法であると思料するに足りる相当な理由があり、回復困難な損害を避けるため緊急の必要があり当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止等を著しく阻害するおそれがないと認めるときに行う。